

尾道市文化協会慶弔規程

第1条 尾道市文化協会（以下「本会」という。）の弔意については、この規程の定めるところによる。

第2条 本会は次に掲げる弔意を行う。

- (1) 役員が死亡した場合
- (2) 顧問が死亡した場合
- (3) その他会長が必要と認めた場合

第3条 前条に規定する弔意の金額は一律10,000円とする。

ただし、必要に応じて、本人の経歴、功績等を勘案し、会長の判断により変更することができる。

第4条 前条による必要経費は一般会計より支出する。

第5条 この規定にない事項または特別の事業がある場合は、会長及び副会長が協議し定める。

付則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。